

あいサポート企業・団体を認定しています！



◎「あいサポート企業・団体」とは？

「あいサポート運動」の取り組みに賛同し、社員や構成員を対象とした「あいサポート研修」を実施するとともに、あいサポート運動の具体的な取り組みを企業・団体に検討し、大阪市から認定を受け、活動を行う企業・団体のことです。

〔対象となる企業・団体〕

企業 大阪市内に住所を有する企業

団体 企業以外の法人、団体。規約及び代表者を定めたもので、原則10名以上で構成し、かつ、概ね月1回程度活動しているもの

《障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）》

2016年(平成28年)4月より、障がいをもととする差別をなくし、共生社会を実現することを目的として、**障害者差別解消法**が施行されました。このことから、多様な障がいの特性や必要な配慮などを理解する「あいサポート運動」のような取り組みが、ますます大切となります！



◎どのような活動をしていくの？

まずは、社内等で、あいサポート運動の取り組みを検討していただきます。具体的には、次のような取り組みがあげられますが、「あいサポート運動」の理念に乗っ取った内容であれば、どんどん新しい取り組みを行っていただいてもかまいません。

- ☆ 社員等のあいサポート研修の受講
- ☆ 社員等を対象としたあいサポートバッチの着用の推奨
- ☆ 社員等に「障がい理解ハンドブック」を読むことの推奨
- ☆ 事務所、店舗等での「あいサポート運動」チラシ等の掲示
- ☆ 広報物、ホームページ等における「あいサポート運動」に関する取り組み状況の掲載
- ☆ 機関紙等で、障がいがある人に対する取り組みの紹介
- ☆ その他、「あいサポート運動」の理念の普及促進が図られると認められる独自の取り組み



※ 大阪市のホームページにも、大阪市の認定した「あいサポート企業・団体」の一覧や、認定を受けた各企業・団体の取り組みを掲載いたします！

◎認定までの流れ

社内等で今後の取り組みを検討



「あいサポート企業・団体」の申請（大阪市福祉局障がい福祉課へ）

※ 申請書や添付書類については、大阪市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。



「あいサポート企業・団体」に認定！

大阪市より認定証が送られます！

※ 定期的に、活動状況の確認を行います。ぜひ、継続して取り組んでください！！

社員や、構成員の方は、**あいサポート研修**を受講しよう！

【認定に関するお問い合わせ先】

〒530-8201
大阪市北区中之島1-3-20
大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
電話：06-6208-8071
ファックス：06-6202-6962
《ホームページアドレス》
<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000433476.html>

詳しくは、
ご連絡ください！



【研修に関するお問い合わせ先】

〒546-0033
大阪市東住吉区南田辺1-9-28 早川福祉会館内
大阪市障がい者相談支援研修センター
電話：06-6622-1205 ファックス：06-6622-1223
《ホームページアドレス》 <https://aisapo-osaka.org>

